諮問番号：令和４年度諮問第　３号

答申番号：令和４年度答申第１８号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　大阪府○○○子ども家庭センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和元年１２月１１日付けで行った児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）に基づく徴収金額決定処分（以下「本件処分１」という。）及び令和２年１月２０日付けで行った法に基づく徴収金額決定処分（以下「本件処分２」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求１」という。）並びに令和３年８月６日付けで行った法に基づく徴収金額決定処分（以下「本件処分３」といい、本件処分１及び本件処分２と併せて「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求２」といい、本件審査請求１と併せて「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の主張

（１）趣旨

本件処分の通知書が送付されたが、決定するまでの過程（調査等）に問題があるので、本件処分には承服することができない。

（２）理由

ア　○○○○が定める「児童福祉法第５６条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則」のように、「扶養義務者とは、措置児童と同一世帯に属して」と明記している自治体が複数あり、また、これは児童養護施設に入所措置された時点についてのものである。

したがって、令和元年５月２５日に審査請求人の子（以下「本児」という。）が児童養護施設に入所（以下「本件施設入所措置」という。）した時点では、審査請求人は、本児とは世帯別（住所が異なる）で、世帯外扶養義務者である。

大阪府の独自の判断ではなく、他府県とも同じ処分内容になるよう審査すべきである。審査請求人は生活上や仕事上で引っ越しする可能性があり、本件施設入所措置の間、大阪府に住んでいるとは限らない。日本国内で、住んでいる場所が違うだけで同じ処分内容にならないのはおかしい。

イ　個人情報を勝手に閲覧されたことにより、プライバシー侵害と心身の負担が起きた。処分庁は、所得税、府・市民税額等の確認に対し、審査請求人に課税台帳等の閲覧の同意書、委状等の書類なしで、徴収金額を決定した。

ウ　本件処分１と本件処分２の源泉徴収額０円（所得税非課税）と同じなのに、本件処分１はＣ２階層、本件処分２はＤ４階層という大きく違いが出た理由がわからない。

エ　現在、児童養護施設の入所措置に係る徴収金の扶養義務者への請求については、全国で５割が不払いになっていることから、不払いが全国で０割になるまで支払うことはできない。

２　審査庁

　　本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

　　本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件処分について

処分庁から提出された「平成３０年度市民税・府民税回答書（写し）」（以下「平成３０年度回答書」という。）より、市民税均等割及び所得割の課税が確認される。それにより、大阪府児童福祉法施行細則（昭和５８年大阪府規則第２０号。以下「施行細則」という。）第１５条第１項よりＣ２階層に決定されたことに何ら問題はなく、同条第２項による本件処分１に違法性は認められない。また、本件処分２については、「平成３１年度市民税・府民税回答書（写し）」（以下「平成３１年度回答書」という。）より、市民税所得割が確認され、令和元年１２月２６日に改正された施行細則第１５条１項により階層はＤ４階層になる。一方、大阪府児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（令和元年大阪府規則第６９号。以下「元年改正規則」という。）の附則に記載する徴収金額に関する経過措置を考慮した場合、令和元年１２月２６日に改正される前の施行細則第１５条１項の規定ではＤ３階層になるが、新徴収金額は旧徴収金額を超えないため経過措置は適用されず、Ｄ４階層とした決定に問題はなく、本件処分２に違法性は認められない。

本件処分について、審査請求人は、本児とは世帯別で、世帯外扶養義務者である旨主張する。施行細則第１４条第２項において、子ども家庭センターの長は、施設への入所措置を行った場合は、法第５６条第２項の規定により本人又はその扶養義務者から費用を徴収する旨規定されている。この点、本件施設入所措置を行う際、審査請求人の同意が得られないことから、処分庁は法第２８条第１項第１号の規定により家庭裁判所の承認を得るに際し、審査請求人が本児の親権者であること、平成３０年３月１２日に本児の一時保護処分を行うまでは審査請求人と同一住所で居住していたことを確認しており、審査請求人が本児の扶養義務者であり、本児は、審査請求人の世帯に属していると認められる。以上のことから、審査請求人の主張は認められない。

また、本件処分３について、審査請求人は、徴収金の不払いが全国で０割になるまで支払うことができない旨主張するが、本件処分３の決定にかかわらない。

さらに、本件処分について、審査請求人は、本件施設入所措置を承認していないので、支払うことができない旨主張するが、前述のとおり法第２８条第１項第１号の規定により家庭裁判所の承認を得て、適法に本件施設入所措置を行っていることから、審査請求人の主張は認められない。

（２）まとめ

以上のとおり、本件処分に違法性は認められない。

（３）上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

令和４年　６月　７日　　諮問書の受領

令和４年　６月　９日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：６月２３日

　　　　　　　　　　　　　口頭意見陳述申立期限：６月２３日

令和４年　６月２７日　　第１回審議

令和４年　６月３０日　　審査会から審査庁に対し回答の求め（回答書：令和４年７月１４日付け子家第２２８１号。以下「審査庁回答書」という。）

令和４年　８月　２日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第２５条第１項は、「要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。（後略）」と定める。

（２）法第２６条第１項は、「児童相談所長は、第２５条第１項の規定による通告を受けた児童（中略）について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。」とし、第１号から第８号までを規定し、第１号では、「次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。」と定める。

（３）法第２７条第１項は、「都道府県は、前条第１項第１号の規定による報告（中略）のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。」とし、第１号から第４号までを規定し、第３号では、「児童を（中略）児童養護施設（中略）に入所させること。」と定める。

（４）法第２８条第1項は、「保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第２７条第１項第３号の措置を採ることが児童の親権を行う者（中略）の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。」とし、第１号及び第２号を規定し、第１号では、「保護者が親権を行う者（中略）であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第２７条第１項第３号の措置を採ること。」と定める。

（５）法第５０条は、「次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。」とし、第１号から第９号を規定し、第７号では、「都道府県が、第２７条第１項第３号に規定する措置を採った場合において、入所（中略）に要する費用及び入所後の保護（中略）につき、（中略）要する費用（後略）」と定める。

（６）法第５６条第２項は、「第５０条（中略）第７号（中略）に規定する費用を支弁した都道府県（中略）の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。」と定める。

なお、扶養義務者については、同条第１項において、「民法に定める扶養義務者をいう。」と定める。

（７）法第５６条第４項は、「都道府県知事（中略）は、（中略）第２項の規定による費用の徴収に関し必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、本人若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。」と定める。

（８）施行細則第１４条第２項は、「子ども家庭センターの長は、法第２７条第１項第３号（中略）の規定による措置（以下「措置」という。）を採った場合（中略）は、法第５６条第２項の規定により本人又はその扶養義務者から費用を徴収する。」と定める。

（９）施行細則第１４条第３項は、「前二項の規定により徴収する費用（以下「徴収金」という。）の額は、（中略）措置（中略）の実施の場合にあっては別表第２のとおりとする。（後略）」と定める。

元年改正規則の施行前の別表第２（以下「別表第２（旧基準）」という。）は、前年の所得税が非課税の世帯のうち当該年度の市町村民税所得割が課税されている階層をＣ２とし、月額の徴収金額を６，６００円と定める。また、前年の所得税が課税されている階層のうち、所得税額が４０，０００円を超え７０，０００円以下の額の層をＤ３とし、月額の徴収金額を１８，７００円と定める。

元年改正規則の施行後の別表第２（以下「別表第２（新基準）」という。）は、当該年度の市町村民税所得割が課税されている階層のうち、市町村民税の所得割額が５７，０００円を超え９３，０００円以下の額の階層をＤ４とし、月額の徴収金額を１８，７００円と定める。

なお、元年改正規則の施行日は令和元年１２月２６日で、適用日は同年７月１日である。

（１０）施行細則第１５条第１項は、「（前略）子ども家庭センターの長等（中略）は、（中略）措置（中略）の実施の開始の時及び毎年度７月に、本人の属する世帯又は本人について（中略）別表第２（中略）に掲げる階層区分の認定を行わなければならない。」と定める。

（１１）施行細則第１５条第２項は、「子ども家庭センターの長等は、前項の規定により認定された階層区分に応じ、徴収金の額を決定しなければならない。」と定める。

（１２）施行細則第１６条は、「子ども家庭センターの長（中略）は、前条第２項（中略）の規定により徴収金の額を決定し、又は変更したときは、本人又はその扶養義務者にその旨を通知しなければならない。」と定める。

（１３）元年改正規則附則第３項は、「令和元年７月１日において、その前日から引き続き児童福祉法（中略）第２８条第１項（中略）の規定により措置を受けている者（以下「経過措置対象者」という。）に係る新規則第１５条第１項の規定による階層区分の認定に当たっては（中略）、地方税法等の一部を改正する法律（中略）及び所得税法等の一部を改正する法律（中略）による１６歳未満の扶養親族（中略）に対する扶養控除（中略）の廃止（中略）に関し、所要の措置を講ずるものとする。」と定める。

（１４）元年改正規則附則第４項は、「経過措置対象者に係る本人等の徴収金額については、新規則（中略）別表第２の規定により算出した額（以下「新徴収金額」という。）が改正前の大阪府児童福祉法施行細則（中略）別表第２の規定により算出した額（以下「旧徴収金額」という。）を超えるときは、（中略）旧徴収金額をもって、本人等の徴収金額とする。」と定める。

（１５）民法（明治２９年法律第８９号）第８７７条第１項は、「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。」と定める。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付資料（事件記録）及び審査庁回答書によれば、以下の事実が認められる。

（１）処分庁は、法第２８条第１項に基づき、大阪家庭裁判所に対して、本児の児童養護施設への入所に係る承認申立てを行い、同裁判所の承認（以下「本件審判」という。）を得て、令和元年５月２５日付けで、本件施設入所措置を行った。

本件審判には、①本児は、本児の弟妹の出生前後の時期等を除き、審査請求人宅で監護養育されていた旨、②平成３０年３月１２日、処分庁は本児を一時保護（以下「本件一時保護」という。）した旨が記載されている。

（２）処分庁は、施行細則第１４条第２項に基づき、本件施設入所措置に要する費用の一部を審査請求人から徴収するにあたり、法第５６条第４項の規定に基づき、審査請求人に源泉徴収票の写しの提出を求めたところ、審査請求人から提出されなかった。

その後、処分庁は、法第５６条第４項の規定に基づき、○○○市長（以下「Ａ市長」という。）に対して平成３０年度の市民税課税証明書の交付を依頼し、Ａ市長から平成３０年度回答書が提出された。

平成３０年度回答書には、市民税額の欄に「均等割額　３，５００円」、「合計額　５８，○○○円」と、給与の欄に「所得金額　４，６６０，○○○円」、所得控除の内訳の欄に「控除額合計　２，３５５，○○○円」と記載されている。

（３）処分庁は、①審査請求人から源泉徴収票が提出されず、審査請求人には所得税が課税されているか否かを確認できなかったこと、②平成３０年度回答書により、審査請求人には市民税所得割課税が確認できたことを理由として、審査請求人の令和元年５月分からの階層区分を、別表第２（旧基準）の「前年の所得税の非課税の世帯」のうち「当該年度の市町村民税所得割課税」があるＣ２階層と認定した。

（４）令和元年１２月１１日付けで、処分庁は、令和元年５月分からの徴収金の額を月額６，６００円（Ｃ２階層）とする本件処分１を行った。

（５）処分庁は、施行細則第１５条第１項の規定により、令和元年７月分からの審査請求人の階層区分を認定するために、Ａ市長に平成３１年度の市民税課税証明書の交付を依頼し、Ａ市長から平成３１年度回答書が提出された。

平成３１年度回答書には、市民税額の欄に「均等割額　３，５００円」、「合計額　６６，○○○円」と、給与の欄に「所得金額　４，７２０，○○○円」、所得控除の内訳の欄に「控除額合計　２，２８２，○○○円」と記載されている。

（６）処分庁は、平成３１年度回答書により、審査請求人に対する６２，○○○円の市民税所得割課税が確認できたとして、審査請求人の階層区分を、別表第２（新基準）の当該年度の市町村民税所得割額が「５７，０００円を超え９３，０００円以下の額」であるＤ４階層と認定した。

（７）令和２年１月２０日付けで、処分庁は、令和元年７月分からの徴収金の額を月額１８，７００円（Ｄ４階層）とする本件処分２を行った。

（８）令和２年１月２６日、審査請求人は、本件審査請求１を行った。

（９）処分庁は、施行細則第１５条第１項の規定により、令和３年７月分からの審査請求人の階層区分を認定するために、Ａ市長に令和３年度の市民税課税証明書の交付を依頼し、Ａ市長から令和３年度市民税・府民税回答書（以下「令和３年度回答書」という。）が提出された。

令和３年度回答書には、市民税額の欄に「均等割額　３，５００円」、「合計額　７９，○○○円」と、給与の欄に「所得金額　５，０３１，○○○円」、所得控除の内訳の欄に「控除額合計　２，４２４，○○○円」と記載されている。

（１０）処分庁は、令和３年度回答書により、審査請求人に対する７５，○○○円の市民税所得割課税が確認できたとして、審査請求人の階層区分を、別表第２（新基準）の当該年度の市町村民税所得割額が「５７，０００円を超え９３，０００円以下の額」であるＤ４階層と認定した。

（１１）令和３年８月６日付けで、処分庁は、令和３年７月分からの徴収金の額を月額１８，７００円（Ｄ４階層）とする本件処分３を行った。

（１２）令和３年９月２３日、審査請求人は、本件審査請求２を行った。

３　判断

（１）審査請求人は、本件施設入所措置の時点で、本児とは世帯別（住所が異なる）で、世帯外扶養義務者である旨主張する。

審査庁が作成した令和４年５月２４日を回答日とする処分庁への質問の回答欄には、本件一時保護から本件施設入所措置までの間に、審査請求人が本児の住所を父方の祖母の住民票へ移動する手続を行っている旨が記載されていることから、審査請求人は、本件施設入所措置の時点で、本児とは居住関係が同一でないこと及び住民票上の住所が異なることを理由に世帯が別であるとして、法第５６条第２項及び施行細則第１４条第２項に定める扶養義務者には該当しない旨主張しているものと解される。

しかしながら、前記１（６）のとおり、法第５６第１項及び第２項において、民法に定める扶養義務者に対して、都道府県の長が施設入所措置に係る費用を徴収することができる旨の定めは、施設入所措置時点において、当該児童は一時保護された施設で居住していること、つまり、既に扶養義務者と居住関係を一にしていない場合をも含んでいると見るべきである。

そうすると、本件において、処分庁が誰を扶養義務者として認定するかは、本件施設入所措置の時点における居住関係や住民票上の住所ではなく、本児が本件一時保護された時点において、それまでの状況から判断すべきであると言える。

また、審査請求人が、民法第８７７条第１項に規定するところの本児の扶養義務者に該当することについては、審査請求人も争っていない。

したがって、前記２（１）のとおり、本件一時保護までは、審査請求人と本児は同居しており、同一の世帯に属していることが認められるから、処分庁が、法第５６条第２項に基づき、審査請求人を扶養義務者と認定し、施行細則第１４条及び第１５条に基づき審査請求人に対して徴収金の負担を求めたことに不合理な点は認められない。

なお、審査請求人は、日本国内で、住んでいる場所が違うだけで同じ処分内容にならないのはおかしい旨主張するが、前記１（５）、（６）のとおり、児童の施設入所措置に要する費用等は、都道府県が支弁する旨及び都道府県の長はその費用の全部又は一部を扶養義務者に徴収できる旨定められているから、都道府県間で処分の内容が異なったとしても、そのことのみをもって違法又は不当と言うことはできず、審査請求人の主張は採用できない。

（２）次に、審査請求人は、処分庁が審査請求人の同意や委任なく、審査請求人の市町村民税という個人情報を勝手に確認し、徴収金額を決定した旨主張する。

しかしながら、前記１（７）のとおり、法第５６条第４項は、都道府県知事は、必要があると認めるときは、扶養義務者の収入の状況について、扶養義務者に対して報告を求め、又は官公署に対し必要な資料の提供を求めることができると定める。

本件についてみると、処分庁は、前記２（２）のとおり、本件処分１を行うにあたり、審査請求人に源泉徴収票の写しの提出を求めたところ、審査請求人から提出されなかったため、Ａ市長に対して市民税課税証明書の交付を依頼し、平成３０年度回答書の提出を受けて階層区分を認定したこと、また、前記２（５）、（９）のとおり、本件処分２及び本件処分３を行うにあたり、Ａ市長に対して市民税課税証明書の交付を依頼し、Ａ市長から平成３１年度回答書及び令和３年度回答書の提出を受けてそれぞれの階層区分を認定したことが認められる。

したがって、本件処分はいずれも、法第５６条第４項の規定に基づいて処分庁が審査請求人の階層区分の認定を適正に行った上でなされたものであると言えるから、かかる処分庁の手続に不合理な点は認められない。

（３）さらに、審査請求人は、本件処分１と本件処分２の階層区分に大きく違いがでた理由が分からないとの不服を主張する。

たしかに、前記２（２）、（５）によれば、本件処分１に係る審査請求人の所得金額と本件処分２に係る審査請求人の所得金額の差が６０，○○○円であるところ、月額の徴収金額が１万円以上も異なる階層区分が認定されている。

これに対して、処分庁は、令和２年３月１３日付けの弁明書において、①本件処分１の時点においては、扶養義務者の所得税の額に基づいて階層区分を認定することとされていたところ、審査請求人から所得税の額が証明されなかったため、やむを得ず、市民税所得割の課税をもってＣ２階層の認定を行ったものである旨、②本件処分２については、元年改正規則により、扶養義務者の市町村民税の所得割額に基づいて階層区分の認定をすることになり、平成３１年度回答書により、審査請求人の負担能力に応じた正確な階層区分の認定を行った旨主張する。

また、審査庁は、審査庁回答書において、施行細則は、国が定める徴収基準（児童福祉法による児童入所施設措置等国庫負担金について（平成１１年４月３０日厚生省発児第８６号厚生事務次官通知。以下「交付要綱」という。））を参考に定めており、交付要綱が改正（令和元年１０月１８日厚生労働省発子１０１８第２号厚生労働事務次官通知）されたことを踏まえ、元年改正規則により施行細則を改正した旨主張する。

処分庁が元年改正規則により、扶養義務者の市町村民税の所得割額に基づいて階層区分の認定を行ったのは、交付要綱の改正を踏まえて扶養義務者の負担能力を判断したものであって、そのこと自体に違法又は不当な点はない。

また、本件処分１と本件処分２の徴収金額が異なる理由は、本件処分１においては、審査請求人に対する所得税の課税の有無が確認できなかったことから、処分庁が審査請求人を所得税非課税の世帯として実際の負担能力よりも低い階層区分を認定したものにすぎないのであって、本件処分２において審査請求人の実際の負担能力に応じた階層区分が認定されたことから実際上徴収金額が増えたとしても、その取扱いに不合理な点は認められないのである。

また、本件処分１と本件処分２の徴収金額に算定の誤りはない。

なお、前記１（１４）の元年改正規則附則第４項は、新徴収金額が旧徴収金額を超えるときは、旧徴収金額を徴収する旨定めるところ、審査請求人の令和元年７月分からの徴収金額について、平成３１年度回答書に記載されている所得金額及び控除額合計に基づいて、元年改正規則附則第３項に示された、扶養控除の廃止による不利益を生じさせない措置を適用した上で類推したところ、所得税額は５８，９００円となり、別表第２（旧基準）においてＤ３階層（月額１８，７００円）となることが推認されるから、いずれにしても本件処分２の徴収金額は１８，７００円になることが認められる。

さらに、本件処分３においてもＤ４階層（月額１８，７００円）とした処分庁の判断に不合理な点は認められず、その算定に誤りはない。

（４）加えて、審査請求人は、徴収金の不払いが全国で０割になるまで支払うことはできない旨主張するが、かかる主張は前記判断を左右するものではない。

（５）以上のとおり、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は棄却すべきである。

大阪府行政不服審査会第２部会

委員（部会長）針原　祥次

委員　　　　　海道　俊明

委員　　　　　衣笠　葉子